

地域主権改革の推進について ～「出先機関の原則廃止」に向けて～

地域主権改革を「一丁目一番地」の政策として掲げた民主党政権は、「国と地方の協議の場」を法制化し、また、国が地方行政の細部を縛る「義務付け・枠付け」についても、二次にわたる一括法の成立により、その見直しが実現した。

また、国の出先機関については、地域主権戦略大綱で「出先機関の原則廃止」が明記され、さらに閣議決定された「アクション・プラン」では、出先機関のブロック単位での移譲に向けた方針が示された。

九州地方知事会としては、国の取り組みを座して待つのではなく、九州地域の活性化と住民の福祉の向上を第一に、分権型社会の確立に向けた突破口を開く覚悟で、出先機関の受皿組織としての「九州広域行政機構（仮称）」を提案し、九州各県議会議長会等とも協議をしながら、これまで九州における最優先課題として、その実現に向けた取り組みを積極的に進めてきた。

改革は、これから正念場を迎えることになるが、国の統治機構のあり方を見直す出先機関の原則廃止を実現するためには、政治の強いリーダーシップが必要である。

10月20日に開催された地域主権戦略会議において、野田内閣総理大臣が出先機関の原則廃止を進めるための法案を「来年の通常国会へ提出」することを言明されたことに対し、我々は大きな期待を抱いている。

今後、政府一丸となり、閣議決定されたスケジュールに沿って、改革を着実に推進していくよう求める。

平成23年11月

九州地方知事会
会長 大分県知事 広瀬 勝貞